

公益社団法人豊島法人会 源泉部会規約

(名称)

第 1 条 本部会は公益社団法人豊島法人会源泉部会（以下「本部会」という。）と称する。

(事務所)

第 2 条 本部会の事務所は公益社団法人豊島法人会事務局内におく。

(組織及び資格)

第 3 条 本部会は公益社団法人豊島法人会（以下「法人会」という。）の会員のうち、給与支給人員を有する源泉徴収義務者をもって組織する。

(入会及び退会)

第 4 条 本部会に入会を希望する者は、所定の手続きにより入会することができる。

2 退会しようとする者は、所定の手続きにより任意に退会することができる。

3 本部会員の所属する法人が、法人会会員の資格を失ったときは、退会したものとみなす。

4 本部会員が、部会員としての義務を怠ったときは、役員会の決議により除名することができる。

(目的)

第 5 条 本部会は源泉徴収義務者として必要な法規ならびに源泉徴収事務の研修を行うとともに、会員相互の親睦連絡を図り、以って優良なる源泉徴収義務者として税務行政に協力することを目的とする。

(事業)

第 6 条 前条の目的を達成するため、次の事項を法人会の指導の下に行なう。

(1) 会員相互の連絡協調を図ること。

(2) 豊島税務署及び豊島法人会各部会、各支部との連絡協調を図ること。

(3) 源泉徴収の法規ならびに取扱い等についての研究会、講習会、その他会員の知識向上に必要な集会を開催すること。

(4) その他本部会の目的を達成するために必要な事項。

(役員)

第 7 条 本会に次の役員を置く。

部会長 1名

副部会長 若干名

会計 若干名

会計監査 若干名

幹事 若干名

(役員の選任及び任期)

第 8 条 役員は部会員の中から役員会において選任する。役員の任期は2年とし、重任を妨げない。但し任期満了後も新たに選任が行われるまではその任に就く。役員に欠員が生じた場合は役員会において選任する。

(役員の職務)

第 9 条 部会長は部会を代表しその会務を総括する。役員は部会長を補佐し、会務を分担する。部会長に事故あるときは副部会長がその任務を代行する。

(会議の種類)

第 10 条 部会の会議は役員会とし、部会長がこれを招集する。

(会議の議長)

第 11 条 役員会は部会長が議長を務める。

(会議の議事)

第 12 条 役員会は、会務並びに緊急事項を審議し、年次報告会に提出する事項その他必要と認める事項を決議する。

(会議の議決)

第 13 条 役員会は、役員の過半数が出席し、出席者の過半数の同意を得て決定するものとする。可否同数の場合は、議長の決定するところとする。

(事業年度)

第 14 条 本部会の事業年度及び会計期間は4月1日から翌年3月31日までとする。

(収支予算決算等)

第 15 条 本部会の事業年度の終了後2ヶ月以内に前事業年度の事業報告書及び会計報告書を法人会に提出するとともに、年次報告会を開催し本部会員に報告する。

(経費)

第 16 条 本部会の経費は、法人会の部会事業費及び本部会員による部会負担金、臨時負担金をもって充てる。

(負担金)

第 17 条 本部会の部会負担金は役員会において決定する。

附 則

1 本規約に定めなき事項は法人会々則並びに本部会役員会の決議による。

2 本部会の構成員は第 3 条の通りであるが、本部会の目的達成に寄与できるものであれば、その入会を妨げないものとする。

3 部会負担金は年額5,000円とする。但し中途加入会員については月額500円（加入した日の属する月の翌月から年度末までの月数）

とする。事業年度の中途において退会した場合は、既納の負担金は原則としてこれを返還しない。

- 4 この規約は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50条）第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。